

省エネ適判申請の 手引き（令和7年12月）

江戸川区都市開発部建築指導課

表紙、目次	1
1 省エネ適判とは	2-3
2 申請書類	4-5
3 費用	6-8
4 申請方法の選択、流れ	9-10
5 関連資料（添付）	11-119
6 関連資料（リンク）	120
裏紙	121

1 省エネ適判とは

1 - 1 建築物省エネ法とは

建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）は建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることより、建築物の省エネ性能向上を図るため、平成27年7月に制定されました。その制度については、原則全ての住宅・建築物に対する省エネ適合義務等の規制措置と、省エネ性能向上計画の認定および容積率特例の誘導措置に分かれます。

1 - 2 省エネ適判とは

新築、増改築を行う場合、省エネ計画（建築物エネルギー消費性能確保計画）を登録省エネ判定機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関または所管行政庁）に提出し、省エネ適判（建築物エネルギー消費性能適合性判定）を受ける必要があります。

また、江戸川区では、建築物省エネ法第14条第1項に基づき、登録省エネ判定機関に省エネ適判の全部を委任しています。

1 - 3 建築確認・省エネ適判（適合義務）に係る手続き

建築物の建築をしようとするときは、当該特定建築物を省エネ基準に適合させなければならないことが定められています（建築物省エネ法第10条）。また、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の対象となり、基準に適合しなければ、建築物の工事着工や建築物の使用開始ができないことになっています（基準に適合していない計画に対しては、確認済証、検査済証が発行されません）。

1 - 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の委任

江戸川区は、建築物省エネ法第14条第1項の規定により、平成29年4月1日より、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を行わせることとします。したがって、建築物省エネ法第11条の規定による計画の提出・同法第12条の規定による計画の通知のいずれも、登録建築物エネルギー消費性能判定機関で行うことができます。

関連資料

- [資料01] 江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- [資料02] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則
- [資料03] リーフレット サンプル
 - [リンク001] リーフレット PDF (国土交通省)
 - [リンク002] 建築物省エネ法のページ Web (国土交通省)
 - [リンク003] 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 Web (住宅性能評価・表示協会)

2 申請書類

2-1 省エネ適応申請

計画書（様式第1、法規則第3条第1項関係）

委任状

省エネ計算書

各種設計図書

手数料額計算書（第1号様式、区細則第5条関係）

書類提出の際は、からの順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

国等建築物は 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による計画通知書（様式第11、法規則第9条第1項関係）とする。

2-2 変更適応申請

変更計画書（様式第2、法規則第4条第1項関係）

～ 上記2-1同様

書類提出の際は、からの順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

国等建築物は 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による計画通知書（様式第12、法規則第9条第1項関係）とする。

2-3 適合に関する報告書

建築物のエネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（第11号様式の2、区細則第14条関係）

委任状

書類提出の際は、からの順で整理します。

2-4 適判申請の取下げ

取下げ届（第5号様式、区細則第9条関係）

委任状

書類提出の際は、からの順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

2-5 取りやめ

建築取りやめ届（第9号様式、区細則第12条関係）

委任状

適合判定通知書

書類提出の際は、からの順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

2-6 軽微変更該当証明

軽微変更該当証明書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による証明）（第16号様式、区細則第17条関係）

委任状

省エネ計算書

各種設計図書（変更前・変更後）

手数料額計算書（第15号様式、区細則第17条関係）

書類提出の際は、からの順で整理します。

窓口申請は正副各一部。

関連資料

[資料04] 申請様式集

3 費用

区事務手数料が設定されている（有料）申請で取得できる通知書は、次のとおりです。

手数料の詳細は関連資料を参照ください。

基準に適合しない申請及び基準に適合するかどうかを決定できない申請は、適合判定通知でない通知をすることになります。その申請の支払済区事務手数料は、払い戻しできません。申請の事前から留意ください。

3 - 1 省エネ適応申請に係る通知

計画書（様式第1）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条
第3項の規定による適合判定通知書（様式第3）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条
第3項の規定による適合しない旨の通知書（様式第4）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条
第5項の規定による適合するかどうかを決定することができ
ない旨の通知書（様式第6）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第
2項の規定による計画通知書（様式第11）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条
第4項の規定による適合判定通知書（様式第13）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条
第4項の規定による適合しない旨の通知書（様式第14）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条
第 6 項の規定による適合するかどうかを決定することができ
ない旨の通知書（様式第 16）

3 - 2 変更適応申請に係る通知

変更計画書（様式第 2）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条
第 3 項の規定による適合判定通知書（様式第 3）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条
第 3 項の規定による適合しない旨の通知書（様式第 4）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条
第 5 項の規定による適合するかどうかを決定することができ
ない旨の通知書（様式第 6）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第
3 項の規定による計画変更通知書（様式第 12）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条
第 4 項の規定による適合判定通知書（様式第 13）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条
第 4 項の規定による適合しない旨の通知書（様式第 14）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条
第 6 項の規定による適合するかどうかを決定することができ
ない旨の通知書（様式第 16）

3 - 3 軽微変更該当証明申請に係る通知

軽微変更該当証明書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に
関する法律施行規則第 13 条の規定による証明）（第 16 号様式）

軽微変更該当証明書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による証明）（第17号様式）

関連資料

- [資料05] 通知様式集
- [資料06] 手数料表

4 申請方法の選択、流れ

4 - 1 区事務手数料設定（有料）の申請

「2-1 省エネ適判申請」、「2-2 変更適判申請」、「2-6 軽微変更該当証明」の申請方法は「窓口」です。通知書類の受取方法は「郵送」、「窓口」から選択します。

詳細や各種申請手続の流れは関連資料を参照ください。

推奨する申請手続の概要は次のとおりです。

(1) 申請者

申請書類を作成

区窓口で提出

手数料納付

(2) 江戸川区

申請受付、申請書類の審査

通知書類施行

申請者に郵送

(3) 申請者

通知書類受取

4 - 2 区事務手数料なし（無料）の申請

「2-3 適合に関する報告書」、「2-4 適判申請の取下げ」、「2-5 取りやめ」の申請方法は「オンライン」、「郵送」、「窓口」から選択します。

詳細や各種申請手続の流れは関連資料を参照ください。

推奨する申請手続の概要は次のとおりです。

(1) 申請者

申請書類を作成
オンラインフォームで送信

(2) 江戸川区

申請受付、申請書類の審査
書類收受

関連資料

- [資料 07] 申請手続の流れ集
- [資料 08] オンライン申請フォーム集
- [資料 09] 江戸川区役所第3庁舎1階窓口 建築指導課

5 関連資料

資料 01	江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則	12-17
02	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	18-50
03	リーフレット サンプル	51
04	申請様式集	52-74
05	通知様式集	75-84
06	手数料表	85-87
07	申請手続の流れ集	88-103
08	オンライン申請フォーム集	104-118
09	江戸川区役所第3庁舎1階3番窓口 建築指導課	119

[資料 01] 江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 施行細則

(趣旨)

第一条 この細則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「規則」という。）等の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この細則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（敷地が二以上の区域にまたがる場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定申請）

第三条 建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第三十条第一項若しくは法第三十一条第一項の規定による認定を必要とする建築物の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定を受けなければならない。

（複数建築物に係る計画認定申請等）

第三条の二 法第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）及び法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）（以下これらを「計画認定申請等」という。）のうち、申請建築物及び他の建築物（以下これらを「複数建築物」という。）に係る計画認定申請等をしようとする者は、当該申請建築物を所管する所管行政庁に申請するものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による事前審査）

第四条 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、当該申請が法第三十条第一項に掲げる基準に適合するかどうかについて、これらの申請をする前に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる機関の審査を受けることができる。

建築物の区分	審査機関
非住宅部分を有する建築物	法第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録性能判定機関」という。）
住宅部分を有する建築物	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
非住宅部分及び住宅部分を有する建築物	法第十四条第一項の登録及び住宅品確法第五条第一項の登録を受けた者

（建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書）

第五条 規則第三条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合には、当該書類

イ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（提出又は通知に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）又はその写し

ロ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第七条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定通知書（以下「長期優良住宅認定通知書」という。）又はその写し

ハ 住宅品確法第六条の二第五項に規定する長期使用構造等である旨の確認書（以下「長期使用構造等確認書」という。）又はその写し

二 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第一項の規定による認定通知書（以下「低炭素建築物認定通知書」という。）又はその写し

ホ 規則第二十四条第一項の規定による認定通知書（以下「性能向上計画認定通知書」という。）又はその写し

二 手数料額計算書（第一号様式（法第十一条第一項又は法第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）の場合に限る。）又は第一号様式の二（法第十一条第二項又は法第十二条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「計画変更適合性判定」という。）の場合に限る。））

2 規則第三条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、規則第三条第一項に掲げる図書のうち江戸川区長（以下「区長」という。）が不要と認める図書とする。

3 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号。以下「条例」という。）別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表二の項（一）及び三の項（一）に規定する区長が定める書類は、第一項第一号に掲げる書類とする。

（削る。）

(削る。)

(削る。)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に添付する図書)

第六条 規則第二十条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合には、当該書類

イ 登録性能判定機関による技術的審査適合証

ロ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し

二 手数料額計算書（第一号様式の三（計画認定申請（第一号様式の四に係る申請を除く。）の場合に限る。）第一号様式の四（複数建築物に係る計画認定申請の場合に限る。）第二号様式（計画変更認定申請（第二号様式の二に係る申請を除く。）の場合に限る。）又は第二号様式の二（複数建築物に係る計画変更認定申請の場合に限る。））

2 規則第二十条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、同条第一項に掲げる図書のうち区長が不要と認める図書とする。

3 条例別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表四の項（一）及び五の項（一）に規定する区長が定める書類は、第一項第一号に掲げる書類とする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第七条 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査をするものであるときは、区長が法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による認定をするまでの間に、建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の七第一項第一号口(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、法第三十条第二項の規定による申出に併せて、建築基準法第六条の三第一項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事又は建築副主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画（同法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

(計画の通知)

第八条 法第三十条第三項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第四号様式）に建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添付して建築主事又は建築副主事に対して行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第九条 建築物エネルギー消費性能確保計画又は変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知した者は、区長が当該提出又は通知に対する適合性判定を行う前に、これらの提出又は通知を取り下げようとするときは、取下げ届（第五号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

2 計画認定申請又は計画変更認定申請をした者は、区長が法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による認定をする前に、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第五号様式の二）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

3 区長は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があったときは、取下げ通知書（第六号様式）により建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

4 第一項及び第二項の取下げ届の副本は、届出をした者に返還するものとする。

（不認定通知）

第十条 区長は、計画認定申請又は計画変更認定申請に係る計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しない場合、建築主事又は建築副主事から同条第四項において準用する建築基準法第十八条第十五項の規定による通知を受けた場合（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）又は計画認定申請又は計画変更認定申請が規則若しくはこの細則に違反していると認める場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書（第七号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（新築等の状況の報告）

第十二条 認定建築主は、法第三十二条の規定により、法第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十一条第一項の規定による変更があったときは、その変更後のもとの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求められた場合は、新築等状況報告書（第八号様式）に、報告内容を説明するための図書を添付して、区長に報告するものとする。

（建築を取りやめる旨の届出）

第十三条 適合性判定又は計画変更適合性判定に係る適合判定通知書の交付を受けた建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（第九号様式）の正本及び副本に、規則別記様式第三又は規則別記様式第十三による適合判定通知書を添付して、区長に届け出なければならない。

2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（第九号様式の二）の正本及び副本に、規則別記様式第二十八による建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（法第三十一条第一項の規定による認定を受けた者は、規則別記様式第二十八による建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書及び規則別記様式第三十による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添付して、区長に届け出なければならない。

3 前二項の建築取りやめ届の副本は、届出をした者に返還するものとする。

（工事の完了の報告）

第十四条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書面により区長に報告するものとする。

一 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書（第十号様式）及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十五の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書（第十一号様式）及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの（報告、検査等）

第十四条 建築主等は、法第十五条第一項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（第十一号様式の二）により区長に報告するものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し）

第十五条 区長は、法第三十四条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しを行った場合は、認定取消通知書（第十三号様式）により認定建築主に通知するものとする。

第十六条 削除

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明）

第十七条 軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の対象となる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更は、建築物エネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築物の用途の変更

二 適合性判定又は計画変更適合性判定 においてモデル建物法（条例別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表二の項に規定するモデル建物法をいう。）を用いる場合のモデル建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号口の一次エネルギー消費量モデル建築物及び同令第十条第一号イ（2）の年間熱負荷モデル建築物をいう。）の変更

三 適合性判定又は計画変更適合性判定 に用いる評価方法の変更

2 前項に規定する軽微な変更に該当する場合において、軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、手数料額計算書（第十五号様式）並びに軽微変更該当証明申請書（第十六号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第三条第一項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（変更に係る部分に限る。）その他必要な図書（次項において「添付図書」という。）を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が第一項に規定する軽微な変更に該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（第十七号様式）に、前項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 条例別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表六の項（一）に規定する区長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 設計住宅性能評価書又はその写し

二 長期優良住宅認定通知書又はその写し

三 長期使用構造等確認書又はその写し

四 低炭素建築物認定通知書又はその写し

五 性能向上計画認定通知書又はその写し

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）

第十八条 規則第二十八条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が規則第二十五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第十八号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第二十条第一項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書（変更に係る部分に限

る。) その他必要な図書(次項において「添付図書」という。)を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が軽微な変更に該当すると認めるとときは、軽微変更該当証明書(第十九号様式)に、同項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

付則 (省略)

様式 (別紙のとおり改める。)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができます。

令和7年6月改正

[資料 02] 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

発令 : 平成28年1月29日号外國土交通省令第5号

最終改正 : 令和6年10月25日号外國土交通省令第92号

改正内容 : 令和6年6月28日号外國土交通省令第68号[令和7年4月1日]

目次

第一章 建築士の努力義務（第一条）

第二章 建築主の基準適合義務等（第二条 第十九条）

第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十条 第二十八条）

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第二十九条 第五十九条）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十条 第七十五条）

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第七十六条 第八十一条）

第六章 雜則（第八十二条・第八十三条）

附則

第一章 建築士の努力義務

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第三項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

第二章 建築主の基準適合義務等

（建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為）

第二条 法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第二項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であって、当該住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ 基準省令第一条第一項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号口(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（口において「気候風土適応住宅」という。）にあっては、同号口(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

ロ 基準省令第十条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号口(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあっては、同号口(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第四項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築
- 三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項の確認（次条第四項において「確認」という。）を受けた住宅の新築
- 2 法第十二条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第三項後段において準用する同条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。
- （建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第三条 法第十二条第一項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。

図書の種類	明示すべき事項
（い）	<p>設計内容説明書</p> <p>建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明</p>
	付近見取図
	方位、道路及び目標となる地物
	配置図
	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第十二条第一項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
	仕様書（仕上げ表を含む。）
	部材の種別及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図
	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置

	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	用途別床面積表	用途別の床面積	
立面図		縮尺	
		外壁及び開口部の位置	
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
断面図又は矩計図		縮尺	
		建築物の高さ	
		外壁及び屋根の構造	
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出	
		小屋裏の構造	
		各階の天井の高さ及び構造	
各部詳細図		床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
		縮尺	
各種計算書		外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
		建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	
(ろ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
		仕様書	昇降機
	系統図	空気調和設備	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備の位置及び連結先
		給湯設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	給湯設備の位置及び連結先

各階平面図	空気調和設備 機械換気設備 照明設備 給湯設備 昇降機 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺	
		空気調和設備の有効範囲	
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	
		縮尺	
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	
		縮尺	
		照明設備の位置	
		縮尺	
		給湯設備の位置	
		配管に講じた保温のための措置	
制御図	空気調和設備 機械換気設備 照明設備 給湯設備 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	節湯器具の位置	
		縮尺	
		位置	
		縮尺	
		位置	
		空気調和設備の制御方法	
(は)	機器表	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
		照明設備の制御方法	
		給湯設備の制御方法	
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	
		空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	照明設備 給湯設備 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		節湯器具の種別、位置及び数	
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

- 2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。
- 3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることを要しない。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。）であるものに対し、特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する変更設計住宅性能評価（次条第二項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第七条の二第一項に規定する変更確認（次条第二項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第三条第一項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第七条の二第一項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

- 第四条 法第十一条第二項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前条第四項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第二項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第一項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を前項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計

評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更）

第五条 法第十一條第二項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）

第六条 法第十一條第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行うものとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書
 - 二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第四による通知書
- 2 法第十一條第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。
- 3 法第十一條第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第七条 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一條第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに、第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行わなければならない。

- 一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第七による適合判定通知書
 - 二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第八による通知書
- 2 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一條第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。
- 3 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一條第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。
- 4 前三項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の交付によることができる。

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第八条 法第十一条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第三条第一項若しくは第四条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類の提出をもって法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

- 一 法第十八条第二項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 第十六条第一項の認定書の写し
- 二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 第二十四条第二項（第二十七条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十条第一項若しくは第二十六条の申請書の副本又はその写し
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五条第二項（同令第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第三条若しくは同令第七条の申請書の副本若しくはその写し又は同令第四十三条第二項（同令第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第四十一条第一項若しくは同令第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第九条 第三条及び第四条の規定は、法第十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。この場合において、第三条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と、第四条第一項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

- 2 第五条の規定は、法第十二条第三項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。
- 3 第六条の規定は、法第十二条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第六条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。
- 4 第七条の規定は、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第七条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式

第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十二条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第三条第一項若しくは第四条第一項」とあるのは、「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項若しくは第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第十条 法第十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除)

第十一條 委任所管行政庁は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせないこととするときは、委任の解除の日の六月前までに、その旨及び解除の日付を公示しなければならない。

(立入検査の証明書)

第十二条 法第十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第五条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十四条 法第十六条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十二による申請書に第十八条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

第十五条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十六条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地
- 三 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要

(認定書の交付等)

第十六条 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしたときは、別記様式第二十三による認定書を申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしないときは、別記様式第二十四による通知書を申請者に交付しなければならない。

(評価の申請)

第十七条 法第十七条第一項の評価（以下「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第二十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

- 一 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類
- 二 前号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図及び実験の結果その他の評価を実施するために必要な事項を記載した図書
(評価書の交付等)

第十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第二十六による評価書（以下「評価書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- 2 評価書の交付を受けた者は、評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、評価書の再交付を申請することができる。
- 3 評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料）

第十九条 法第十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができます。

- 2 法第十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）

第二十条 法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
（い） 設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法

			エネルギー消費性能向上設備の種別
	各階平面図		縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造 エネルギー消費性能向上設備の位置
	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表		用途別の床面積
	立面図		縮尺 外壁及び開口部の位置 エネルギー消費性能向上設備の位置
	断面図又は矩計図		縮尺 建築物の高さ 外壁及び屋根の構造 軒の高さ並びに軒及びひさしの出 小屋裏の構造 各階の天井の高さ及び構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図		縮尺 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書		建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
(ろ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 節湯器具の種別及び数
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
	仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法

系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先	
各階平面図	空気調和設備	縮尺	
		空気調和設備の有効範囲	
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺	
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	
	照明設備	縮尺	
		照明設備の位置	
	給湯設備	縮尺	
		給湯設備の位置	
		配管に講じた保温のための措置	
	昇降機	節湯器具の位置	
		縮尺	
		位置	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	縮尺	
		位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の制御方法	
(は)	機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法

		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

- 2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。
- 3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十一条 法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(熱源機器等)

第二十二条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

- 一 熱源機器
 - 二 発電機
 - 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器
- 2 法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
 - 二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

(自他供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)

第二十三条 法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

- 2 法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

- 一 他の建築物に関する第二十条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書
- 二 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況を記載した図面
- 三 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十四条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二十八による通知書に第二十条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあっては、第二十条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十五条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期限又は完了予定期限の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十六条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十九による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十条第一項に規定する図書（法第二十九条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあっては、第二十三条第二項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十条第一項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第二十七条 第二十四条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二十八」とあるのは「別記様式第三十」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第二十八条 法第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請）

第二十九条 法第三十六条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第三十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人にあっては、その役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第三十八条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を含む。第六十条第四号において同じ。）を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（判定の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第三十七条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九 別記様式第三十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第三十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類

（心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者）

第三十条 法第三十七条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項）

第三十一条 法第三十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法人である場合は、役員の氏名

二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う区域

（公示事項）

第三十二条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出）

第三十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第三十九条第二項の規定により法第三十八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第三十三による届出書に第二十九条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新）

第三十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第三十四による申請書に第二十九条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第三十条及び第三十一条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第三十五条 法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第三十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあっては、別記様式第三十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面
- 二 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、別記様式第三十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外の者にあっては、別記様式第三十八による事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第四十一条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第四十一条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあっては、別記様式第三十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第三十六条 法第四十二条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第三十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあっては、住宅に限って建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物	適合性判定員
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物	<ul style="list-style-type: none">一 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの二 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士三 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物（前項の上欄に掲げる建築物を除く。）	<ul style="list-style-type: none">一 前項の下欄に掲げる者二 建築基準法第五条第四項の二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの三 建築士法第二条第三項に規定する二級建築士

	四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
前二項の上欄に掲げる建築物以外の建築物	一 前二項の下欄に掲げる者 二 建築士法第二条第四項に規定する木造建築士 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

(適合性判定員講習の登録の申請)

第三十七条 前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類
 - ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であった者を含む。次号ニ並びに第三十九条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあっては、その旨を含む。）を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
- 二 役員の氏名及び略歴（役員が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員である場合にあっては、その旨を含む。）を記載した書類
- 三 講師が第三十九条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録適合性判定員講習の受講資格を記載した書類その他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 前条第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類
(欠格事項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第三十六条第一号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

- 二 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であって、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の要件等）

第三十九条 国土交通大臣は、第三十七条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第四十一条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。
 - 二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事すること。
 - イ 適合性判定員（第三十六条第一号の表の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者（登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。）又は同条第二号に掲げる者に限る。）として三年以上の実務の経験を有する者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 第三十七条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えてのこと。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であること。
- 2 第三十六条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 講習事務を開始する年月日
(登録の更新)
- 第四十条 第三十六条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。
(講習事務の実施に係る義務)
- 第四十一条 講習実施機関は、公正に、かつ、第三十九条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。
- 一 第三十六条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。
 - 二 登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。
 - 三 講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。
 - イ 法の概要 六十分

口 建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法 百五十分

八 例題演習 六十分

四 講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 修了考査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。

七 登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十 修了考査に合格した者に対し、別記様式第四十による修了証明書（第四十三条第八号並びに第四十九条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第四十二条 講習実施機関は、第三十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第四十三条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項

三 登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項

四 登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項

五 登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項

六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

七 終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十 財務諸表等（法第四十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十五条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第四十九条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十三 不正受講者の処分に関する事項

十四 その他講習事務に関し必要な事項

（講習事務の休廃止）

第四十四条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十五条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録（法第四十六条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものとの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 講習実施機関の使用に係る電子計算機と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）

第四十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第三十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十八条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第三十六条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十五条第二項各号の請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け等)

第四十九条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 登録適合性判定員講習の実施年月日
 - 二 登録適合性判定員講習の実施場所
 - 三 講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 登録適合性判定員講習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の帳簿への記載に代えることができる。
- 3 講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
- 一 登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類
 - 二 講義に用いた教材
 - 三 終了した修了考査の問題及び答案用紙
 - 四 修了証明書の写し

(報告の徴収)

第五十条 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第五十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第三十六条第一号の登録をしたとき。
- 二 第四十二条の規定による届出があったとき。
- 三 第四十四条の規定による届出があったとき。
- 四 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十二条 法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第三十六条第一号に定める者にあっては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあっては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合その他の場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。

三 判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、適合性判定員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

五 判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(判定業務規程)

第五十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第一項の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第四十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 判定の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項

四 判定の業務の実施の方法に関する事項

五 判定の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 適合性判定員の選任及び解任に関する事項

七 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 適合性判定員の配置及び教育に関する事項

九 判定の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第四十七条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二 判定の業務に関する公正の確保に関する事項

十三 その他判定の業務の実施に関し必要な事項

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第三項の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第四十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十四条 法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十五条 法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第五十六条 法第四十七条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 別記様式第一による計画書の第二面及び第三面、別記様式第二による計画書の第二面及び第三面、別記様式第十一による通知書の第二面及び第三面並びに別記様式第十二による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名

四 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

六 判定の業務に関する料金の額

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第四十七条第一項の帳簿（次項及び第五十九条第一項第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において同じ。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第五十七条 法第四十七条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第三条第一項及び第四条第一項（これらの規定を第九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類（第三条第四項後段又は第四条第二項後段（これらの規定を第九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該書類とみなされるものを含む。）とする。

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において「書類」という。）を、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項又は法第十二条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

(判定の業務の休廃止の届出)

第五十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第四十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であった者。次項において同じ。）は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁（以下「所轄所管行政庁」という。）に引き継ぐこと。
 - 二 帳簿を国土交通大臣に、書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。
 - 三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十条 法第五十三条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請に係る意思の決定を証する書類
- 四 申請者（法人にあっては、その役員）の氏名及び略歴を記載した書類
- 五 主要な株主の構成を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項（法第十七条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類
- 七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 八 申請者が法第三十七条第三号及び法第五十四条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面
- 九 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

(心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者)

第六十一条 法第五十四条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項)

第六十二条 法第五十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が法人である場合は、役員の氏名
- 二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う区域

(公示事項)

第六十三条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出）

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定により法第五十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十五による届出書に第六十条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新）

第六十五条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において準用する法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十六による申請書に第六十条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十一条及び第六十二条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行ふ場合について準用する。

（承継の届出）

第六十六条 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十七による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあっては、別記様式第四十八による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面

二 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、別記様式第四十九による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外の者にあっては、別記様式第五十による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

五 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあっては、別記様式第五十一による事業承継証明書、事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（評価の業務の実施基準）

第六十七条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 評価は、評価の申請に係る書類をもって行うこと。

二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、評価を行わないこと。

三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(評価業務規程)

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十五条第一項の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
 - 三 評価を行う建築物の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
 - 四 評価の業務の実施の方法に関する事項
 - 五 評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 評価員の選任及び解任に関する事項
 - 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 八 評価員の配置及び教育に関する事項
 - 九 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項
 - 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項
 - 十一 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
 - 十二 評価の業務に関する公正の確保に関する事項
 - 十三 その他評価の業務の実施に関し必要な事項
- 3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十五条第三項の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六十九条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿）

第七十一条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 評価を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 評価の申請に係る建築物の名称
 - 三 評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要
 - 四 評価の申請を受けた年月日
 - 五 評価を実施した評価員の氏名
 - 六 評価の結果
 - 七 評価書の番号及びこれを交付した年月日
 - 八 評価の業務に関する料金の額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿（次項及び第七十四条第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第七十二条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十七条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四条第二号において「書類」という。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（評価の業務の休廃止の届出）

第七十三条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第五十一条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第五十七条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第五十八条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第七十五条 法第五十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。

2 法第五十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第五十八条第一項の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に係る軽微な変更があった場合において、当該軽微な変更後の特殊の構造又は設備を用いる建築物について評価を受けようとするときの手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第七十六条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備
 - イ 太陽光
 - ロ 風力
 - ハ 水力
 - ニ 地熱
- ホ バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。次号において同じ。）
- 二 次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備又はバイオマスを熱源とする熱を利用するための設備
 - イ 地熱
 - ロ 太陽熱
 - ハ 雪又は氷を熱源とする熱その他の自然界に存する熱（大気中の熱並びにイ及びロに掲げるものを除く。）

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明)

第七十七条 法第六十三条第一項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第七十八条 法第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十三条第一項の規定による説明の年月日

- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 当該建築物の所在地
- 四 当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模
- 五 当該建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 六 当該建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
(説明を要しない旨の意思の表明)

第七十九条 法第六十三条第二項の意思の表明(以下この条において「意思の表明」という。)は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 法第六十三条第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地
- 四 当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第八十条 建築士は、法第六十三条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次条第一項各号に掲げる方法のうち当該建築士が用いるもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、法第六十三条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (電磁的方法)

第八十一条 法第六十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六十三条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第六章 雜則

(磁気ディスクによる手続)

第八十二条 次の各号に掲げる計画書、通知書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。

- 一 別記様式第一又は別記様式第二による計画書
- 二 別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書
- 三 別記様式第二十七による申請書
- 四 別記様式第二十九による申請書

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることできる。

- 一 別記様式第一又は別記様式第二による計画書
 - 二 別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書
- (権限の委任)

第八十三条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十五条第四項、法第四十八条、法第四十九条、法第五十条第一項及び法第五十二条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から第三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二八年一一月三〇日国土交通省令第八〇号〕

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔平成二七年七月法律第五三号〕の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二八年一二月二一日経済産業・国土交通省令第五号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔平成二七年七月法律第五三号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則〔令和元年五月七日国土交通省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号〕

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則〔令和元年九月一三日国土交通省令第三四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和元年六月法律第三七号〕（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。〔後略〕

附 則〔令和元年一一月七日国土交通省令第四三号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律〔令和元年五月法律第四号〕の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、令和二年四月一日までの間は、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律〔令和元年五月法律第一六号〕の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則〔令和二年九月四日国土交通省令第七五号〕

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律〔令和元年五月法律第四号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第一条中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則〔令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年八月三一日国土交通省令第五三号〕

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和四年九月一六日国土交通省令第六七号〕

沿革

令和 五年 九月二五日号外国土交通省令第七五号〔建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令六条による改正〕

令和 六年 六月二八日号外国土交通省令第六八号〔脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令一二条による改正〕

(施行期日)

- 1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別記様式第四十二の改正規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧法」という。）第三十五条第一項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。第四項において「法」という。）第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「新規則」という。）別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にされている旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請（旧法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。）に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十七及び別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請に基づき旧法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔令和四年一一月七日国土交通省令第七八号〕

沿革

令和 五年 九月二五日号外国土交通省令第七五号〔建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令七条による改正〕

令和 六年 六月二八日号外国土交通省令第六八号〔脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令一二条による改正〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和四年一二月二三日国土交通省令第九二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年六月法律第六九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則〔令和五年九月二五日国土交通省令第七五号〕

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年六月法律第六九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則〔令和六年一月二九日国土交通省令第五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、

改正後のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証とみなす。

3 この省令による改正後の建築基準法施行規則第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築土法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までにその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

附 則〔令和六年三月八日国土交通省令第一八号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和五年六月法律第五八号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 [略]

附 則〔令和六年三月二九日国土交通省令第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和六年六月二八日国土交通省令第六八号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕（附則第五条第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条〔中略〕の規定 公布の日

二 [略]

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条及び第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和六年一〇月二五日国土交通省令第九二号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和六年六月法律第五三号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

別記

（省略）

[資料 03] リーフレット サンプル



2022年10月版

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が 義務付けられます

建築物省エネ法が改正されました（令和4年6月17日公布）



省エネ基準適合見直し3つのポイント

1

原則全ての
新築住宅・非住宅に
省エネ基準適合が
義務付けられます

2

建築確認
手続きの中で
省エネ基準への
適合性審査を
行います

3

2025年4月
に施行予定
です

※住宅・建築物の「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなります。新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準（気候風土適応住宅についての合理化措置を含む）が適用されます。

詳細は裏面をご覧ください

[資料04] 申請様式集（省エネ適応）

番号	書類名称	様式名称	規定	申請手数料有無	備考
010a	計画書	様式第一（第三条第一項関係）	省エネ法規則	申請手数料有	【通知あり】
010b	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による計画通知書	様式第十一（第九条第一項関係）	省エネ法規則	申請手数料有	【通知あり】 国等の申請
011	手数料計算（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）	第1号様式（第5条関係）	省エネ区細則		[添付書類]
020a	変更計画書	様式第二（第四条第一項関係）	省エネ法規則	申請手数料有	【通知あり】
020b	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による計画変更通知書	様式第十二（第九条第一項関係）	省エネ法規則	申請手数料有	【通知あり】 国等の申請
021	手数料計算（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）	第1号様式の2（第5条関係）	省エネ区細則		[添付書類]
030	取下げ届	第5号様式（第9条関係）	省エネ区細則	無	【副本返却】
040	建築取りやめ届	第9号様式（第12条関係）	省エネ区細則	無	【副本返却】
050	建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書	第11号様式の2（第14条関係）	省エネ区細則	無	
060	軽微変更該当証明書（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による証明）	第16号様式（第17条関係）	省エネ区細則	申請手数料有	【通知あり】
061	手数料計算（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明）	第15号様式（第17条関係）	省エネ区細則		[添付書類]

別記

様式第一（第三条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

計画書

年　月　日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関（又は所管行政庁） 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。
この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【二. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【二. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【二. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【二．郵便番号】

【三．所在地】

【四．電話番号】

【五．作成した設計図書】

【六．確認の申請】

申請済 ()

未申請 ()

【七．備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】				
【2. 敷地面積】	m ²			
【3. 建築面積】	m ²			
【4. 延べ面積】	m ²			
【5. 建築物の階数】 (地上)	階	(地下) 階		
【6. 建築物の用途】	非住宅建築物	一戸建ての住宅	共同住宅等	複合建築物
【7. 工事種別】	新築	増築	改築	
【8. 構造】	造	一部	造	
【9. 該当する地域の区分】	地域			
【10. 工事着手予定年月日】	年	月	日	
【11. 工事完了予定年月日】	年	月	日	
【12. 備考】				

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】			
【2. 建築物の住戸の数】			
建築物全体		戸	
【3. 建築物の床面積】			
	(床面積)	(開放部分を除いた(開放部分及び共用部分を 部分の床面積))	除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【4. 建築物のエネルギー消費性能】			
【イ. 非住宅建築物】			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
基準省令第1条第1項第1号イの基準			
基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
B E I ()			
(B E I の基準値)			
基準省令第1条第1項第1号ロの基準			
B E I ()			
(B E I の基準値)			
国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
【ロ. 一戸建ての住宅】			
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
基準省令第1条第1項第2号イの基準			
外皮平均熱貫流率	W/(m ² · K) (基準値)		W/(m ² · K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)		
基準省令第1条第1項第2号イの基準			
国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
基準省令第1条第1項第2号ロの基準			
基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
B E I ()			
基準省令第1条第1項第2号ロの基準			
国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			

【八．共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ の基準

基準省令第1条第1項第2号イ の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【二．複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

(B E I の基準値)

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

B E I ()

(B E I の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ の基準

基準省令第1条第1項第2号イ の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()
(B E I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ の基準

基準省令第1条第1項第2号イ の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【5. 備考】

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m^2
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
基準省令第1条第1項第2号イ の基準	
外皮平均熱貫流率	$W/(m^2 \cdot K)$ (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
基準省令第1条第1項第2号イ の基準	
国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
基準省令第1条第1項第2号ロ の基準	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
B E I ()	
基準省令第1条第1項第2号ロ の基準	
国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】	内断熱 充填断熱	外断熱 外張断熱	両面断熱 内張断熱	熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)
【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)				

2) 壁

【断熱材の施工法】	内断熱 充填断熱	外断熱 外張断熱	両面断熱 内張断熱	熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)
【断熱性能】 熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)				

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】	有	無		
【断熱材の施工法】	内断熱 充填断熱	外断熱 外張断熱	両面断熱 内張断熱	熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)
【断熱性能】 热貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)				

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】	有	無		
【断熱材の施工法】	内断熱 充填断熱	外断熱 外張断熱	両面断熱 内張断熱	熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)
【断熱性能】 热貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)				

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】	有	無		
【断熱性能】 热貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)			熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)	

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】	有	無		
【断熱性能】 热貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)			熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)	

5) 開口部

【断熱性能】 热貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)	
【日射遮蔽性能】	

開口部の日射熱取得率 (日射熱取得率))
ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率))
付属部材	
ひさし、軒等	

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】	有	無		
【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm)			断熱補強の熱抵抗値 ($m^2 \cdot K / W$)	

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】 暖房設備 ()	
効率 ()	
【冷房】 冷房設備 ()	
効率 ()	
【換気】 換気設備 ()	
効率 ()	
【照明】 照明設備 ()	
【給湯】 給湯設備 ()	
効率 ()	

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

3. 第二面関係

建築主が2者以上の場合には、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。

【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

【2. 代理人】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。

【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。

【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

5. 第四面関係

【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入してください。

【2. 建築物の住戸の数】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

【3. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【6. 建築物の用途】で

「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

【3. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）第3条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいいます。

【4. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

- (1) （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
- (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」については、住宅（複合建築物の場合は住宅部分。以下この(3)において同じ。）全体（住宅の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分全体）での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「B E I」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）で除したものといいます。ただし、非住宅部分の「B E I」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（(5)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とします。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (6) 「B E Iの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものといいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものといいます。「B E Iの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

第四面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 第五面関係

第五面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。

住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

- (1) （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）又は（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基

準省令第1条第1項第2号イ の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3) 「基準省令第1条第1項第2号イ の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4) 「B E I」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

第五面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 別紙関係

1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等又は複合建築物の増築又は改築については、1欄の措置のうち、記載しないものについては削除して構いません。

1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「」マークを入れてください。

1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを作対象として、必要な事項を記入してください。

1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第十一（第九条第一項関係）（日本産業規格 A列 4番）

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による計画通知書

年　月　日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関（又は所管行政庁） 殿

第　　号
年　月　日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

第1号様式（第5条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- | | | | |
|-----------|------------------|----------------|-------|
| 1 建築物の用途 | 一戸建て住宅 | 一戸建て住宅以外の住宅 | |
| | 工場等のみ | 工場等のみの場合以外の非住宅 | |
| 2 計画の評価方法 | 住宅部分：
仕様基準 | 仕様・計算併用法 | 標準計算法 |
| | 非住宅部分：
モデル建物法 | 標準入力法等 | |

3 手数料額の計算

計画の種類			適合証等がある場合	適合証等がない場合
一戸 建て住宅	床面積	m ²	別表二の(一)の 円	別表二の(二)の 円
以外の建築物	住宅部分の 床面積の合 計	m ²	別表二の(一)の のイ 円	別表二の(二)の のイ 円(A)
	住戸の数が一 である複合建 築物の住宅部 分の床面積	m ²	別表二の(一)の 円	別表二の(二)の 円(B)
	工場等のみの 場合の床面積 の合計	m ²		別表二の(二)の の口 円(C)
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表二の(一)の の口 円	別表二の(二)の のハ 円(D)
	合計		+ 又は + 円	(A)+(D)、(B)+(D) 又は(C)+(D) 円

手数料額 円

（注意）

- 「別表」とは、江戸川区事務手数料条例別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく審査の事務に限る。）の表を指す。
- 「適合証等」とは、江戸川区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいう。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 計画の該当するにレを記入する、又は塗りつぶすこと。

（日本産業規格A列4番）

様式第二（第四条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

変更計画書

年　月　日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関（又は所管行政庁） 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

様式第十二（第九条第一項関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 3 項の規定による計画変更通知書

年 月 日

登録建築物エネルギー消費性能判定機関（又は所管行政庁） 殿

第 号
年 月 日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 3 項（同法第 14 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

第1号様式の2(第5条関係)

計画変更適合性判定

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は
第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- | | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1 建築物の用途 | 一戸建て住宅
工場等のみ | 一戸建て住宅以外の住宅
工場等のみの場合以外の非住宅 |
| 2 計画の評価方法 | 住宅部分：
仕様基準
非住宅部分：
モデル建物法 | 仕様・計算併用法
標準計算法
標準入力法等 |
| 3 手数料額の計算 | | |

計画の種類			適合証等がある場合	適合証等がない場合
一戸 建て住宅	床面積 m^2		別表三の(一)の 円	別表三の(二)の 円
以外の建築物	住宅部分の 床面積の合 計	m^2	別表三の(一)の のイ 円	別表三の(二)の のイ 円(A)
	住戸の数が一 である複合建 築物の住宅部 分の床面積	m^2	別表三の(一)の 円	別表三の(二)の 円(B)
	工場等のみの 場合の床面積 の合計	m^2		別表三の(二)の の口 円(C)
	非住宅部分 の床面積の 合計	m^2	別表三の(一)の の口 円	別表三の(二)の のハ 円(D)
	合計		+ 又は + 円	(A) + (D)、(B) + (D) 又は (C) + (D) 円
手数料額			円	

(注意)

- 「別表」とは、江戸川区事務手数料条例別表第二都市開発部(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく審査の事務に限る。)の表を指す。
- 「適合証等」とは、江戸川区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第5条第1項第1号に規定する図書をいう。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 計画の該当するにレを記入する、又は塗りつぶすこと。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式（第9条関係）

取下げる届

年　月　日

江戸川区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の計画を取り下げたいので、江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日

年　月　日

3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

4 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	通知書番号欄
年　月　日	年　月　日
第 号	第 号
担当者名	担当者名

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

第9号様式（第12条関係）

建築取りやめ届

年　月　日

江戸川区長 殿

建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

建築主の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定通知書番号

第　　号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知書年月日

年　月　日

3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	通知書番号欄
年　月　日	年　月　日
第　　号	第　　号
担当者名	担当者名

（注意）

建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

第 11 号様式の 2 (第 14 条関係)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

江戸川区長 殿

建築主等の住所又は

主たる事務所の所在地

建築主等の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関し、江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第14条の規定により報告します。

記

1 報告に係る建築物の位置

2 報告内容

(注意)

建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第16号様式（第17条関係）

軽微変更該当証明申請書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による証明）

年　月　日

江戸川区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

- 1 計画を変更する直前の適合性判定通知書番号
第　　号
- 2 適合性判定通知書交付年月日
年　月　日
- 3 適合性判定通知書交付者

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	証明番号欄
年　月　日	年　月　日
第　　号	第　　号
担当者名	担当者名

（注意）

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

（日本産業規格A列4番）

第15号様式(第17条関係)

軽微変更証明

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明)

1 建築物の用途	一戸建て住宅	一戸建て住宅以外の住宅
	工場等のみ	工場等のみの場合以外の非住宅
2 計画の評価方法	住宅部分:	
	仕様基準	仕様・計算併用法
非住宅部分:		標準計算法
	モデル建物法	標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の種類			適合証等がある場合	適合証等がない場合
一戸 建て住宅	床面積 m^2		別表六の(一)の 円	別表六の(二)の
以外の建築物	住宅部分の 床面積の合 計	m^2	別表六の(一)の 円	別表六の(二)の 円(A)
	住戸の数が一 である複合建 築物の住宅部 分の床面積	m^2	別表六の(一)の 円	別表六の(二)の 円(B)
	工場等のみの 場合の床面積 の合計	m^2		別表六の(二)の 円(C)
	非住宅部分 の床面積の 合計	m^2	別表六の(一)の 円	別表六の(二)の 円(D)
	合計		+ 又は + 円	(A)+(D)、(B)+(D) 又は(C)+(D) 円

手数料額 円

(注意)

- 「別表」とは、江戸川区事務手数料条例別表第二都市開発部(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく審査の事務に限る。)の表を指す。
- 「適合証等」とは、江戸川区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第17条第4項各号に規定する図書をいう。
- 計画の該当するにレを記入する、又は塗りつぶすこと。

(日本産業規格A列4番)

[資料05] 通知様式集（省エネ適応）

番号	書類名称	様式名称	規定		備考
01	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による適合性判定通知書	様式第三（第六条第一項第一号関係）	省エネ法規則		区長 申請者
02	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による適合しない旨の通知書	様式第四（第六条第一項第二号関係）	省エネ法規則		区長 申請者
03	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項の規定による期間を延長する旨の通知書	様式第五（第六条第二項関係）	省エネ法規則		区長 申請者
04	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第5項の規定によるてきごうするかどうかを決定することができない旨の通知書	様式第六（第六条第三項関係）	省エネ法規則		区長 申請者
05	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による適合判定通知書	様式第十三（第九条第三項関係）	省エネ法規則		区長 申請者（国等）
06	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による適合しない旨の通知書	様式第十四（第九条第三項関係）	省エネ法規則		区長 申請者（国等）
07	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第5項の規定による期間を延長する旨の通知書	様式第十五（第九条第三項関係）	省エネ法規則		区長 申請者（国等）
08	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	様式第十六（第九条第三項関係）	省エネ法規則		区長 申請者（国等）
09	軽微変更該当証明書（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による証明）	第17号様式（第17条関係）	省エネ区細則		区長 申請者

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第四（第六条第一項第二号関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができないになります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

（理由）

様式第五（第六条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第六（第六条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第11条第5項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができないります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者はとなります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 建築場所

（理由）

（備考）

様式第十三（第九条第三項関係）（日本産業規格 A列 4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合判定通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十四（第九条第三項関係）（日本産業規格 A列 4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記

（理由）

様式第十五（第九条第三項関係）（日本産業規格 A列 4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第5項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

（理由）

（延長する期間）

（備考）

様式第十六（第九条第三項関係）（日本産業規格 A列 4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項
第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第
12条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

（理由）

（備考）

第 17 号様式（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

軽微変更該当証明書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定による証明）

様

江戸川区長

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

（注意） この証明書は、大切に保存してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

[資料06] 手数料表

1 省エネ適合性判定

新規（適合証等あり）

別表二		金額
戸建て住宅 －1		5,800
戸建て 住宅 以外の 建築物	住宅 部分 イ	~ 300m ² 未満 11,300
		300 ~ 2000m ² 未満 23,800
		2000 ~ 5000m ² 未満 52,800
		5000 ~ 10000m ² 未満 94,700
		100000m ² 119,000
	非住宅 部分 口	~ 300m ² 未満 11,300
		300 ~ 1000m ² 未満 19,500
		1000 ~ 2000m ² 未満 31,600
		2000 ~ 5000m ² 未満 94,300
		5000 ~ 10000m ² 未満 149,000
－2		10000m ² 188,000

計画変更（適合証等あり）

別表三		金額
戸建て住宅 －1		4,100
戸建て 住宅 以外の 建築物	住宅 部分 イ	~ 300m ² 未満 8,000
		300 ~ 2000m ² 未満 16,700
		2000 ~ 5000m ² 未満 37,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 66,500
		100000m ² 83,500
	非住宅 部分 口	~ 300m ² 未満 8,000
		300 ~ 1000m ² 未満 13,800
		1000 ~ 2000m ² 未満 22,200
		2000 ~ 5000m ² 未満 66,100
		5000 ~ 10000m ² 未満 104,000
－2		10000m ² 132,000

R7年4月改定

2 省エネ適合性判定

新規（適合証等なし）

別表二			金額
戸建て 住宅 二1	仕様 基準	~ 200m ² 未満	20,700
		200 ~ 10000m ² 以内	22,200
	仕様・計算 併用法	~ 200m ² 未満	30,100
		200 ~ 10000m ² 以内	33,200
	標準 計算法	~ 200m ² 未満	40,200
		200 ~ 10000m ² 以内	44,900
	仕様 基準	~ 300m ² 未満	38,700
		300 ~ 2000m ² 未満	66,900
		2000 ~ 5000m ² 未満	120,000
		5000 ~ 10000m ² 以内	183,000
戸建て 住宅 以外の 建築物 住宅 部分 二2イ	仕様・計算 併用法	~ 300m ² 未満	59,800
		300 ~ 2000m ² 未満	100,000
		2000 ~ 5000m ² 未満	175,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	256,000
		10000m ²	304,000
	標準 計算法	~ 300m ² 未満	81,000
		300 ~ 2000m ² 未満	135,000
		2000 ~ 5000m ² 未満	229,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	329,000
		10000m ²	390,000
非住宅部分の 用途が工場等 二2ロ			~ 300m ² 未満
			11,300
			300 ~ 1000m ² 未満
			19,500
			1000 ~ 2000m ² 未満
			31,600
			2000 ~ 5000m ² 未満
戸建て 住宅 以外の 建築物 非住宅 部分 二2ハ	モデル 建物法	5000 ~ 10000m ² 未満	94,300
		10000m ²	149,000
		~ 300m ² 未満	102,000
		300 ~ 1000m ² 未満	129,000
		1000 ~ 2000m ² 未満	171,000
		2000 ~ 5000m ² 未満	276,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	361,000
	標準 入力法	10000m ²	434,000
	標準 入力法	~ 300m ² 未満	266,000
		300 ~ 1000m ² 未満	334,000
		1000 ~ 2000m ² 未満	431,000
		2000 ~ 5000m ² 未満	615,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	758,000
		10000m ²	896,000

R7年4月改定

計画変更（適合証等なし）

別表三			金額
戸建て 住宅 二1	仕様 基準	~ 200m ² 未満	14,300
		200 ~ 10000m ² 以内	15,100
	仕様・計算 併用法	~ 200m ² 未満	21,100
		200 ~ 10000m ² 以内	23,200
	標準 計算法	~ 200m ² 未満	28,300
		200 ~ 10000m ² 以内	31,500
	仕様 基準	~ 300m ² 未満	26,800
		300 ~ 2000m ² 未満	46,500
		2000 ~ 5000m ² 未満	84,800
		5000 ~ 10000m ² 以内	127,000
	住宅 以外の 建築物 部分 二2イ	~ 300m ² 未満	42,000
		300 ~ 2000m ² 未満	70,500
		2000 ~ 5000m ² 未満	122,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	179,000
		10000m ²	213,000
		~ 300m ² 未満	56,800
戸建て 住宅 部分 二2イ	標準 計算法	300 ~ 2000m ² 未満	94,600
		2000 ~ 5000m ² 未満	161,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	231,000
		10000m ²	273,000
		~ 300m ² 未満	8,000
	非住宅部分の 用途が工場等 二2ロ	300 ~ 1000m ² 未満	13,800
		1000 ~ 2000m ² 未満	22,200
		2000 ~ 5000m ² 未満	66,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	104,000
		10000m ²	132,000
	戸建て 住宅 以外の 建築物 非住宅 部分 二2ハ	~ 300m ² 未満	71,600
		300 ~ 1000m ² 未満	91,100
		1000 ~ 2000m ² 未満	119,000
		2000 ~ 5000m ² 未満	193,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	253,000
		10000m ²	304,000
	標準 入力法 二2ハ	~ 300m ² 未満	186,000
		300 ~ 1000m ² 未満	234,000
		1000 ~ 2000m ² 未満	301,000
		2000 ~ 5000m ² 未満	430,000
		5000 ~ 10000m ² 未満	531,000
		10000m ²	627,000

3 省エネ適合性判定（軽微変更該当証明）

適合証等あり

別表六		金額
戸建て住宅 －1		4,100
戸建て 住宅 以外の 建築物	住宅 部分 イ	~ 300m ² 未満 8,000
		300 ~ 2000m ² 未満 16,700
		2000 ~ 5000m ² 未満 37,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 66,500
		10000m ² 83,500
	非住宅 部分 口	~ 300m ² 未満 8,000
		300 ~ 1000m ² 未満 13,800
		1000 ~ 2000m ² 未満 22,200
		2000 ~ 5000m ² 未満 66,100
		5000 ~ 10000m ² 未満 104,000
－2	口	10000m ² 132,000

適合証等なし

別表六		金額
戸建て 住宅	仕様 基準	~ 200m ² 未満 14,300
		200 ~ 10000m ² 以内 15,100
	仕様・計算 併用法	~ 200m ² 未満 21,100
		200 ~ 10000m ² 以内 23,200
	標準 計算法	~ 200m ² 未満 28,300
		200 ~ 10000m ² 以内 31,500
	仕様 基準	~ 300m ² 未満 26,800
		300 ~ 2000m ² 未満 46,500
		2000 ~ 5000m ² 未満 84,800
		5000 ~ 10000m ² 以内 127,000
		~ 300m ² 未満 42,000
戸建て 住宅 以外の 建築物	仕様・計算 併用法	300 ~ 2000m ² 未満 70,500
		2000 ~ 5000m ² 未満 122,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 179,000
		10000m ² 213,000
		~ 300m ² 未満 56,800
	標準 計算法	300 ~ 2000m ² 未満 94,600
		2000 ~ 5000m ² 未満 161,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 231,000
		10000m ² 273,000
		~ 300m ² 未満 8,000
非住宅部分の 用途が工場等	二2口	300 ~ 1000m ² 未満 13,800
		1000 ~ 2000m ² 未満 22,200
		2000 ~ 5000m ² 未満 66,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 104,000
		10000m ² 132,000
		~ 300m ² 未満 71,600
戸建て 住宅 以外の 建築物	モデル 建物法	300 ~ 1000m ² 未満 91,100
		1000 ~ 2000m ² 未満 119,000
		2000 ~ 5000m ² 未満 193,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 253,000
		10000m ² 304,000
		~ 300m ² 未満 186,000
	非住宅 部分 標準 入力法	300 ~ 1000m ² 未満 234,000
		1000 ~ 2000m ² 未満 301,000
		2000 ~ 5000m ² 未満 430,000
		5000 ~ 10000m ² 未満 531,000
		10000m ² 627,000

R7年4月改定

[資料 07] 申請手続の流れ集

申請手続の流れ（有料） ケース 1

ケース	申請	通知書受取	状況	推奨
ケース 1	オンライン	オンライン	準備中	
ケース 2	オンライン	郵送	準備中	
ケース 3	窓口	郵送	利用可	推奨
ケース 4	窓口	窓口	利用可	

ケース 1 は準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

(1) 申請者

申請書類を作成

[R7 設備係 02]申請準備の確認フォームを区に送信

申請台帳登録に登録、「申請台帳登録番号」を取得

[R7 設備係 03]書類提出フォーム（有料）（以下「フォーム」という）に
「申請台帳登録番号」を記入、申請書類をアップロード、区に送信

[建築指導課 支払いフォーム]で区事務手数料を納付

(2) 江戸川区（調査係）

区事務手数料の納付確認

(3) 江戸川区（設備係）

フォーム受信

申請書類の受付

申請書類の審査

フォームで補正依頼を申請者に送信

(4) 申請者

フォーム受信

補正依頼の対応

フォームで是正を区に送信

(5) 江戸川区(設備係)

フォーム受信

是正確認

審査完了

書類収受、通知書施行、書類管理番号発行

フォームで通知書、申請書類副本、書類管理番号を申請者に送信

(6) 申請者

フォーム受信

通知書、申請書類副本、書類管理番号の内容確認

【備考】

(a) 標準処理期間

(3) ~ (5) の標準処理時間 14 日。

補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

(b) 区事務手数料

(1) 区役所建築指導課 窓口(調査係)での納付手続きも選択できます。

(c) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(3) ~ (5) は省略となります。

申請手続の流れ（有料） ケース 2

以下参照

ケース	申請	通知書受取	状況	推奨
ケース 1	オンライン	オンライン	準備中	
ケース 2	オンライン	郵送	準備中	
ケース 3	窓口	郵送	利用可	推奨
ケース 4	窓口	窓口	利用可	

ケース 2 は準備中です。利用開始までしばらくお待ちください。

(1) 申請者

申請書類を作成

[R7 設備係 02]申請準備の確認フォームを区に送信

申請台帳登録に登録、「申請台帳登録番号」を取得

[R7 設備係 03]書類提出フォーム（有料）（以下「フォーム」という）に
「申請台帳登録番号」を記入、申請書類をアップロード、区に送信

[建築指導課 支払いフォーム]で区事務手数料を納付

書類受取用郵送資材を区に郵送

(2) 江戸川区（調査係）

区事務手数料の納付確認

(3) 江戸川区（設備係）

フォーム受信

申請書類の受付

書類受取用郵送資材の受取

申請書類の審査

フォームで補正依頼を申請者に送信

(4) 申請者

フォーム受信

補正依頼の対応
フォームでは正を区に送信

(5) 江戸川区(設備係)

フォーム受信
是正確認
審査完了
書類収受、通知書施行、書類管理番号発行
通知書を申請者に郵送
フォームで申請書類副本、書類管理番号を申請者に送信

(6) 申請者

郵送物の受取
フォーム受信
通知書、申請書類副本、書類管理番号の内容確認

【備考】

(a) 標準処理期間

(3) ~ (5) の標準処理時間 14 日。
補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

(b) 区事務手数料

(1) 区役所建築指導課 窓口(調査係)での納付手続も選択できます。

(c) 書類受取用郵送資材

(1) 書類受取用郵送資材の費用は申請者負担です。

(e) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(3) ~ (5) は省略となります。

申請手続の流れ（有料） ケース 3

以下参照

ケース	申請	通知書受取	状況	推奨
ケース 1	オンライン	オンライン	準備中	
ケース 2	オンライン	郵送	準備中	
ケース 3	窓口	郵送	利用可	推奨
ケース 4	窓口	窓口	利用可	

ケース 3 は利用可です。区推奨のケースです。

(1) 申請者

申請書類を作成

区役所窓口（建築指導課設備係）に訪問

申請書類、書類受取用郵送資材、申請関連の連絡先を区に提出

(2) 江戸川区（設備係）

提出物の受取

(3) 申請者

区役所窓口（建築指導課調査係）で区事務手数料納付手続

(4) 江戸川区（調査係）

手数料納付書を申請者に交付

(5) 申請者

指定金融機関で手数料納付書により納付

(6) 江戸川区（調査係）

区事務手数料の納付確認

(7) 江戸川区（設備係）

申請書類の受付
申請書類の審査
補正依頼を申請関連の連絡先に通知

(8) 申請者

通知受信
補正依頼の対応
是正を区に郵送

(9) 江戸川区(設備係)

郵送物の受取
是正確認
審査完了
書類收受、通知書施行
通知書、申請書類副本を申請者に郵送

(10) 申請者

郵送物の受取
通知書類、申請書類副本の内容確認

【備考】

(a) 標準処理期間

(7) ~ (9) の標準処理時間 14 日。
補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

(b) 書類受取用郵送資材

(1) 書類受取用郵送資材の費用は申請者負担です。

(c) 申請関連の連絡先

(1) 申請関連の連絡先は、氏名、電話番号の記載された書面です。
区が補正依頼するときに連絡します。

なお、オンラインフォーム <https://logoform.jp/form/L6MJ/885648>
[設備係 01]連絡フォームに氏名、メールアドレスを入力し区に送信することでも代替えすることもできます。メールにて申請者と区で相互連絡、資料送付が可能です。

(d) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(7) ~ (9) は省略となります。

(e) 是正

(8) 是正を区に郵送は、区役所窓口（建築指導課設備係）に訪問しての提出でも代替えできます。

申請手続の流れ（有料） ケース 4

ケース	申請	通知書受取	状況	推奨
ケース 1	オンライン	オンライン	準備中	
ケース 2	オンライン	郵送	準備中	
ケース 3	窓口	郵送	利用可	推奨
ケース 4	窓口	窓口	利用可	

以下参照

ケース 4 は利用可です。

(1) 申請者

申請書類を作成

区役所窓口（建築指導課設備係）に訪問

申請書類、申請関連の連絡先を区に提出

(2) 江戸川区（設備係）

提出物の受取

(3) 申請者

区役所窓口（建築指導課調査係）で区事務手数料納付手続

(4) 江戸川区（調査係）

手数料納付書を申請者に交付

(5) 申請者

指定金融機関で手数料納付書により納付

(6) 江戸川区（調査係）

区事務手数料の納付確認

(7) 江戸川区（設備係）

申請書類の受付
申請書類の審査
補正依頼を申請関連の連絡先に通知

(8) 申請者

通知受信
補正依頼の対応
是正を区に郵送

(9) 江戸川区（設備係）

郵送物の受取
是正確認
審査完了
書類收受、通知書施行
通知書交付を申請関連の連絡先に通知

(10) 申請者

通知受信
区役所窓口（建築指導課設備係）に訪問
通知書類、申請書類副本の受取、内容確認

【備考】

(a) 標準処理期間

（7）～（9）の標準処理時間 14 日。
補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

(b) 申請関連の連絡先

（1）申請関連の連絡先は、氏名、電話番号の記載された書面です。
区が補正依頼するときに連絡します。
なお、オンラインフォーム <https://logoform.jp/form/L6MJ/885648>
[設備係 01]連絡フォームに氏名、メールアドレスを入力し区に送信するこ

とでも代替えすることもできます。メールにて申請者と区で相互連絡、資料送付が可能です。

(c) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(7) ~ (9) は省略となります。

(d) 是正

(8) 是正を区に郵送は、区役所窓口（建築指導課設備係）に訪問しての提出でも代替えできます。

申請手続の流れ（無料） ケース 1

以下参照	ケース	申請	状況	推奨
	ケース 1	オンライン	利用可	推奨
	ケース 2	郵送	利用可	
	ケース 3	窓口	利用可	

ケース 1 は利用可です。区推奨のケースです。

(1) 申請者

申請書類を作成

[R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）（以下「フォーム」という）に
申請書類をアップロード、区に送信

(2) 江戸川区（設備係）

フォーム受信

申請書類の受付

申請書類の審査

フォームで補正依頼を申請者に送信

(3) 申請者

フォーム受信

補正依頼の対応

フォームで是正を区に送信

(4) 江戸川区（設備係）

フォーム受信

是正確認

審査完了

書類收受、書類管理番号発行

書類管理番号を申請者に送信

(5) 申請者

フォーム受信

書類管理番号の内容確認

【備考】

(a) 標準処理期間

(2) ~ (4) の標準処理時間 5 日。

補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

(b) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(2) ~ (4) は省略となります。

(c) 利用できない申請

認定通知書を正本に添付する申請は利用できません。

申請手続の流れ（無料） ケース 2

以下参照

ケース	申請	状況	推奨
ケース 1	オンライン	利用可	推奨
ケース 2	郵送	利用可	
ケース 3	窓口	利用可	

ケース 2 は利用可です。

(1) 申請者

申請書類を作成

申請書類、申請関連の連絡先を区に郵送

(2) 江戸川区（設備係）

郵送物の受取

申請書類の受付

申請書類の審査

補正依頼を申請関連の連絡先に通知

(3) 申請者

通知受信

補正依頼の対応

是正を区に郵送

(4) 江戸川区（設備係）

郵送物の受取

是正確認

審査完了

書類收受

【備考】

(a) 標準処理期間

(2) ~ (4) の標準処理時間 5 日。

補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日数が追加。

(b) 申請関連の連絡先

(1) 申請関連の連絡先は、氏名、電話番号の記載された書面です。

区が補正依頼するときに連絡します。

なお、オンラインフォーム <https://logoform.jp/form/L6MJ/885648>

[設備係 01]連絡フォームに氏名、メールアドレスを入力し区に送信することで代替えすることもできます。メールにて申請者と区で相互連絡、資料送付が可能です。

(c) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(2) ~ (4) は省略となります。

申請手続の流れ（無料） ケース 3

ケース	申請	状況	推奨
ケース 1	オンライン	利用可	推奨
ケース 2	郵送	利用可	
以下参照	窓口	利用可	

ケース 3 は利用可です。

(1) 申請者

申請書類を作成

区役所窓口（建築指導課設備係）に訪問

申請書類を区に提出

(2) 江戸川区（設備係）

提出物の受取

申請書類の受付

申請書類の審査

補正依頼を申請者に通知

(3) 申請者

通知承諾

補正依頼の対応

是正を区に提出

(4) 江戸川区（設備係）

是正の受取

是正確認

審査完了

書類收受

【備考】

(a) 標準処理期間

(2) ~ (4) の標準処理時間 0.5 時。

補正依頼、対応がある場合は、それに費やした日時数が追加。

(d) 補正依頼

申請書類に誤記や不備がある場合は、区が申請者に補正依頼します。補正依頼が生じない場合は、(2) ~ (4) は省略となります。

[資料 08]オンライン申請フォーム集

1 LoGo フォーム

LoGo フォームは、地方公共団体システム機構（J-Lis）に登録された、LGWAN-ASP サービスです。

区民や事業者の方々は、インターネット回線（スマートフォンやパソコン）を利用して、電子申請サービスに登録されたサービスを利用（申請書の送付等）することができます。

一方、区職員は、LGWAN 回線にて申請内容の確認や、内容に不備があれば差戻しをしたり、審査の決定通知を送ったりすることができます。

また、キャッシュレス決済や xID による本人認証等を行うことができ、幅広い電子申請化を実施することができます。

2 各種フォーム

次に関連する書類の提出は、LoGo フォームで手続きできます。

- ・定期調査報告（特定建築物）
- ・定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- ・長期優良住宅（長期優良住宅法）
- ・低炭素住宅（エコまち法）
- ・性能向上計画（建築物省エネ法）
- ・省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）
- ・昇降機確認申請（建築基準法）
- ・建築設備に関連すること

上記は建築指導課設備係で事務担当しています。

手続フォームは次のとおりです。

なお、建築指導課では、上記以外のオンライン申請を取り扱っています。

2 - 1 [R7 設備係 01]連絡フォーム

申請者と建築指導課設備係で相互連絡（送受信）ができます。

- ・連絡文
- ・書類（PDF）
- ・画像（gif、jpg など）

次の連絡事項が対象です。

- ・「長期優良住宅認定申請」の連絡（補正依頼、補正対応書類の送付、認定通知交付のお知らせ受信）
- ・「低炭素建築物認定申請」の連絡（補正依頼、補正対応書類の送付、認定通知交付のお知らせ受信）
- ・「定期報告基本台帳連絡票」の連絡（整理番号取得申請、整理番号の受信）

- ・「相談票（建築設備）」の連絡（相談依頼、回答票の受信）
- ・上記以外の連絡

2 - 2 [R7 設備係 04]書類提出フォーム（無料）

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。区事務手数料が設定されていない申請（届出など）が対象です。

- ・定期調査報告（特定建築物）
- ・定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- ・長期優良住宅（長期優良住宅法）
- ・低炭素建築物（エコまち法）
- ・性能向上計画（建築物省エネ法）

3 準備中フォーム

次のフォームは、準備中にて運用していません。

運用開始までしばらくお待ちください。

3 - 1 [設備係 02]申請準備の確認フォーム

以前に運用していましたが、現在は準備中です。

次に関連する書類は、このフォームを利用して準備状態の最終確認を行ってください。区事務手数料が設定されている認定（判定）申請が対象です。

このフォームを送信することで、建築指導課の申請台帳に登録されます。

3 - 2 [設備係 03]書類提出フォーム（有料）

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。区事務手数料が設定されている認定（判定）申請が対象です。

区事務手数料が設定されているので、別途に支払い手続きをしてください。

3 - 3 [設備係 05]昇降機確認申請の書類提出フォーム

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

- ・昇降機の確認申請
- ・昇降機の計画通知

区事務手数料が設定されているので、別途に支払い手続きをしてください。

3 - 4 [設備係 06]定期報告概要書閲覧申請フォーム

次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

- ・定期報告（特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等）概要書閲覧の申請

3 - 5 [建築指導課支払いフォーム] ((クレジットカ - ド払い専用) 建築基準法による確認申請・検査申請・認定申請・許可申請の受付フォーム)

区事務手数料の支払いが必要な申請は、このフォームを利用してください。

このフォームでも書類添付ができますが、申請書類は[設備係 03] [設備係 05] フォームにてオンライン申請してください。

なお、このフォームを利用せず区役所窓口で納付手続きを選択してのオンライン申請も可能です。

質問項目設定

基本情報設定

高度な設定

権限設定

動作確認

公開



項目ID: 2

フォーム説明

▼申請者と建築指導課設備係で相互連絡（送受信）ができます。

- (1)連絡文
- (2)書類（PDF）
- (3)画像（gif、jpgなど）

▼メール感覚で利用ください。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して送受信事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。

項目ID: 67

[送信後の申請状況照会（説明PDF）](#)

項目ID: 55

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

0 / 64

電話番号

電話番号

0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 必須

メールアドレス（確認） 必須

0 / 128

0 / 128

項目ID: 71

▼電話番号は任意記入です。

（電話連絡が想定または必要とされる場合に記入）

Q2. 連絡事項 必須

項目ID: 22

※①～⑤から1つ選択します 必須

- ①「長期優良住宅認定申請」の連絡
- ②「低炭素建築物認定申請」の連絡
- ③「定期報告基本台帳連絡票」の連絡
- ④「相談票（建築設備）」の連絡
- ⑤「①～④以外」の連絡

項目ID: 72

▼①、②の補足説明

- ・申請事務担当者の情報を区に通知する場合に選択
→通知により出来ること：区（設備係）からの補正依頼の受信、認定通知交付のお知らせの受信
- ・申請後審査で補正依頼（文字訂正、書類追加）に対応した書類を区に送付する場合に選択

▼③の補足説明

- ・作成した「定期報告基本台帳連絡票」（整理番号取得の申請書類）を区に送付する場合に選択
→後日、区から整理番号が返信されます

▼④の補足説明

- ・作成した「相談票（建築設備）」を区に送付する場合に選択
→後日、区から回答票が返信されます

Q3. 連絡文

項目ID: 57

※任意記入 ▼区に知らせたいこと

0 / 60000

Q4. 書類 (PDF)

項目ID: 4

※任意添付 ▼区に提出するPDFファイル

※添付した場合は、ここに書類名称を記入します

「認定申請」に関する書類は、認定番号や受付番号も記入します

0 / 60000

項目ID: 62

PDF-1



項目ID: 63

PDF-2



項目ID: 64

PDF-3

項目ID: 65

PDF-4

項目ID: 68

PDF-5

項目ID: 69

PDF-6

Q5. 画像

項目ID: 59

※任意添付 ▼区に提出する画像ファイル

※添付した場合は、ここに画像名称を記入します

0 / 60000

項目ID: 60

画像-1

項目ID: 61

画像-2

項目ID: 70

画像-3

(Q4、Q5注意事項)

項目ID: 58

アップロード制限 10MB×10個

画像形式 gif、jpg、jpeg、png

送信後の申請状況照会

1 申請後の受信メール（例）

件名：送信完了-[R7 設備係 01]連絡フォーム[受付番号：DA11118888]

送信のフォームは建築指導課設備係で対応します。

申請状況（1～4のとおり）は隨時照会できますので、確認してください。

- 1 「受付」：送信のフォームが、区メールフォルダに到着（受付）されています。
- 2 「対応中」：区が事務処理（内容確認・審査、情報整理、決裁、収受）しています。
- 3 「補正依頼」：内容に不備があり、区が申請者に補正を依頼しています。通知メールが来ます。
- 4 「対応完了」：区の事務処理が完了しています。通知メールは来ません。

区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となります。

フォーム名：[R7 設備係 01]連絡フォーム

受付番号：DA11118888

申請状況は以下の URL で随时照会できます。

<https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NBtCTSSAwcel-ahoSFF7gnQ>

receipt num=DA11118888

パスワード：Edo111xxxxxx

URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記パスワードを入力してください。

以下入力内容です。

（略）

2 申請状況の URL で隨時照会（例）

申請状況照会フォーム

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている受付番号とパスワードを入力して紹介ボタンを押してください。

受付番号
DA11118888

パスワード
Edo111xxxxxx

申請状況照会フォーム

照会状況
ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。
受付番号 : DA11118888
現在の申請状況 : 受付
(対応中)
(補正依頼)
(対応完了)

質問項目設定

基本情報設定

高度な設定

権限設定

動作確認

公開



項目ID: 2

フォーム説明

▼次に関連する書類の提出は、このフォームを利用して手続きを行ってください。

区事務手数料が設定されていない申請（届出など）が対象です。

- (1)定期調査報告（特定建築物）
- (2)定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- (3)長期優良住宅（長期優良住宅法）
- (4)低炭素建築物（エコまち法）
- (5)性能向上計画（建築物省エネ法）
- (6)省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）

項目ID: 52

▼確認事項 ※①～③を全て選択します 必須

- ①複数の手続きをまとめて行っていません。
- ②添付図書の形式はPDFです。文字や数字が読み取れるようにしています。
- ③書類様式が定められている場合は、それを使用しています。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して書類提出の手続き事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。
- (3)区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となり、書類管理番号が発行されます。
- (4)書類管理番号は、区が書類を收受した証しとなるほか、後日にその書類を区に照会する際に必要となります。提出の記録として控え書類などと一緒に保管することをお勧めします。
- (5)書類選択の【通知あり】は「対応完了」時に区が通知書（区施行の通知書+申請者提出書類）を送付すること（通知メールあり）になっています。なお、【通知あり】の表示がない書類はそれを行いません。
- (6)書類選択の【副本返却】は「対応完了」時に区が提出書類を返却すること（通知メールあり）になっています。なお、【副本返却】の表示がない書類はそれを行いません。
- (7)書類選択の【返納書類あり】は認定通知書を正本に添付することになっています。書類選択はできますが、このフォームでの申請はできません。
- (8)書類様式、手続きの方法は区ホームページをご覧ください。

項目ID: 56

送信後の申請状況照会（説明PDF）

項目ID: 63

副本提出が必要ない副本への区受付印の押印を希望する場合（説明PDF）

項目ID: 55

▼大切なお知らせ

現在、通知書類の受取は「郵送」選択のみです。
通知書類受取用郵送資材を区に郵送ください。

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

0 / 64

名 必須

0 / 64

メールアドレス

メールアドレス 必須

0 / 128

メールアドレス（確認） 必須

0 / 128

Q2. 建築物の所在地 必須

項目ID: 45

※○丁目以後は省略とする 必須

江戸川区東小岩五丁目

0 / 60000

Q3. 申請の分類 必須

項目ID: 22

※①～⑤から1つ選択します ※選択後、分類の書類が表示されます 必須

- ①定期報告（届出）
- ②定期報告（改善完了）
- ③長期優良住宅（届出）
- ④低炭素建築物（届出）
- ⑤省エネ法性能向上計画（届出）
- ⑥省エネ基準適合判定（届出）

項目ID: 46

▼Q3①定期報告（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- 建築物除却・使用休止届 [第8号様式の3（第14条関係）]
- 建築物除却届 [江都建様式07]
- 建築物使用休止届 [江都建様式08]
- 建築物再使用届 [第8号様式の4（第14条関係）]
- 特定建築設備等廃止・使用休止届 [第11号様式（第16条関係）]
- 特定建築設備等廃止届 [江都建様式09]
- 特定建築設備等使用休止届 [江都建様式10]
- 特定建築設備等再使用届 [第11号様式の2（第16条関係）]
- 建築物等の所有者等変更届 [第11号様式の3（第16条の2関係）]
- 特定建築物定期報告対象外届 [江都建様式11]
- 特定建築設備定期報告対象外届 [江都建様式12]

▼Q3②定期報告（改善完了） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- 改善完了報告書（特定建築物） [江都建様式13]
- 改善完了報告書（防火設備） [江都建様式14]

▼Q3③長期優良住宅（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- 取下げ届 [第2号様式（第8条関係）] 【副本返却】
- 許可申請取下げ届 [第2号様式の2（第8条の2関係）]
- 工事完了報告書 [第4号様式（第9条関係）]
- 状況報告書 [第5号様式（第9条関係）]
- 取りやめ届 [第6号様式（第10条関係）] 【通知あり】 【返納書類あり】
- 工事取りやめ届 [第6号様式の2（第10条の2関係）] 【通知あり】

▼Q3④低炭素建築物（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- 取下げ届 [第4号様式（第8条関係）] 【副本返却】
- 新築等状況報告書 [第7号様式（第10条関係）]
- 建築取りやめ届 [第8号様式（第11条関係）] 【副本返却】 【返納書類あり】
- 工事完了報告書 [第9号様式（第12条関係）]
- 工事完了報告書 [第10号様式（第12条関係）]
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の規定による軽微変更該当証明申請書 [第12号様式（第14条関係）] 【通知あり】

▼Q3⑤省エネ法性能向上計画（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- 取下げ届 [第5号様式の2（第9条関係）] 【副本返却】
- 新築等状況報告書 [第8号様式（第11条関係）]
- 建築取りやめ届 [第9号様式の2（第12条関係）] 【副本返却】 【返納書類あり】
- 工事完了報告書 [第10号様式（第13条関係）]
- 工事完了報告書 [第11号様式（第13条関係）]
- 軽微変更該当証明書（建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による証明） [第18号様式（第18条関係）] 【通知あり】

▼Q3⑥省エネ基準適合判定（届出） ※Q4PDFファイルの添付（アップデート）する書類を1つ選択 必須

- 取下げ届 [第5号様式（第9条関係）] 【副本返却】
- 建築取りやめ届 [第9号様式（第12条関係）] 【副本返却】 【返納書類あり】
- 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書 [第11号様式の2（第14条関係）]

Q4. PDFファイルの添付（アップロード） 必須

申請書類一式 ※10MB×10個まで 必須

① _____ 項目ID: 59

② _____ 項目ID: 60

③ _____ 項目ID: 61

④ _____ 項目ID: 62

⑤ _____ 項目ID: 65

⑥ _____ 項目ID: 64

⑦ _____

Q5. 区への連絡事項

項目ID: 57

※任意記入

0 / 60000

送信後の申請状況照会

1 申請後の受信メール（例）

件名：送信完了-[R7 設備係 04]書類提出フォーム[受付番号：DD44448888]

送信のフォームは建築指導課設備係で対応します。

申請状況（1～4のとおり）は隨時照会できますので、確認してください。

- 1 「受付」：送信のフォームが、区メールフォルダに到着（受付）されています。
- 2 「対応中」：区が事務処理（内容確認・審査、情報整理、決裁、収受）しています。
- 3 「補正依頼」：内容に不備があり、区が申請者に補正を依頼しています。通知メールが来ます。
- 4 「対応完了」：区の事務処理が完了しています。通知メールは来ません。

区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となります。

フォーム名：[R7 設備係 01]連絡フォーム

受付番号：DD44448888

申請状況は以下の URL で随时照会できます。

<https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NMTLDGFcT4N1PVpmk4CsVBcreceipt num=DD44448888>

パスワード：Edo444xxxxxx

URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記パスワードを入力してください。

以下入力内容です。

（略）

2 申請状況の URL で隨時照会（例 1）

申請状況照会フォーム

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている受付番号とパスワードを入力して紹介ボタンを押してください。

受付番号
DD44448888

パスワード
Edo444xxxxx

申請状況照会フォーム

照会状況
ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。
受付番号 : DD44448888
現在の申請状況 : 受付
(対応中)
(補正依頼)
(対応完了)

申請状況の URL で随時照会（例 2） 対応完了

申請状況照会フォーム

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている受付番号とパスワードを入力して紹介ボタンを押してください。

受付番号
DD44448888

パスワード
Edo444xxxxx

申請状況照会フォーム

照会状況
ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。
受付番号 : DD44448888
現在の申請状況 : 対応完了

【書類管理番号 4FY250123】

文書の収受について（報告） 江戸川区都市開発部建築指導課
提出された文書は、建築指導課で収受し、書類管理番号を発行しましたので報告します。
提出の記録として控え書類などと一緒に保管することをお勧めします。

副本提出が必要ない副本への区受付印の押印を希望する場合

申請書類の関係規定で副本の提出、申請者に返却が明記されている場合、区は提出された副本に区受付印を押印し申請者に返却します。

しかし、副本の提出を必要としない手続きにおいても、申請者が同様の対応を希望し提出された場合、区は慣例として押印し申請者に返却しています。

手続きは次のとおりですので、準備・対応ください。

なお、副本提出要否に係わらず書類提出記録として、副本保管を推奨します。

1 手続方法

(1) 郵送で申請、郵送で副本受取

申請時に次を区に郵送します。

- ・申請書類（正本、副本）
- ・副本受取用郵送資材（宛先明記、封筒切手貼付もしくはレターパック）

(2) 窓口で申請、窓口で副本受取

申請時に次を窓口提出します。

区収受可能な書類であれば、短時間で押印し申請者に返却します。

- ・申請書類（正本、副本）

(3) オンライン申請

オンライン申請では、副本への区受付印の押印と返却は行っていません。

2 区受付印サンプル



3 備考

建築設備改善済報告書、昇降機等改善工事完了届は別途対応となります。

[資料 09]

江戸川区役所第三庁舎 1階 建築指導課



第三庁舎1階



上図は区ホームページから抜粋

6 関連資料（リンク）



[リンク 001]

リーフレット

PDF（国土交通省）



[リンク 002]

建築物省エネ法のページ

Web（国土交通省）



[リンク 003]

登録建築物エネルギー消費性能判定機関

Web（住宅性能評価・表示協会）

電子版は、江戸川区ホームページの該当項目を参照ください。

江戸川区ホームページ > まちづくり・環境 > 建築に関すること > 建築物の省エネ・エネルギー消費性能の向上 > 省エネ適合性判定



省エネ適判申請の手引き（令和7年12月）

江戸川区都市開発部建築指導課設備係
電話：03-5662-0749

初版：令和7年3月
改定：令和7年7月
改定：令和7年12月
改定：令和 - 年 - 月